

平成26年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成26年12月高浜市議会定例会は、平成26年12月2日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 同意第5号 公平委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第6号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例
の制定について
議案第58号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第59号 高浜市まちづくり協議会条例の制定について
議案第60号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について
議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
議案第63号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第64号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
議案第65号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
議案第66号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第67号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
- 日程第10 議案第68号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 長谷川 広 昌

2番 黒 川 美 克

3番 柳 沢 英 希
5番 柴 田 耕 一
7番 杉 浦 辰 夫
9番 北 川 広 人
11番 鷺 見 宗 重
13番 磯 貝 正 隆
15番 小 嶋 克 文

4番 浅 岡 保 夫
6番 幸 前 信 雄
8番 杉 浦 敏 和
10番 鈴 木 勝 彦
12番 内 藤 とし子
14番 内 藤 皓 嗣
16番 小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税 務 グループリーダー	鵜 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘

都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	神 谷 義 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は、全員であります。よって、平成26年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

ここで市長より招集挨拶があります。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成26年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきましてまことにありがとうございます。日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

去る11月21日、衆議院が解散をし、本日、第47回衆議院議員総選挙が公示され、2年ぶりの慌ただしい年の瀬となりました。

さて、ことし1年を振り返りますと、2月にはロシアにおいてソチオリンピックが開催をされ、

88の国と地域が参加する中、多くの日本代表選手が活躍をいたしました。とりわけ男子フィギュアスケートで金メダルに輝いた羽生結弦選手の快挙は、私たち日本国民に夢と勇気を与えるニュースであり、さらには宮城県出身でもあることから、東日本大震災からの復興に取り組む被災地の力強い後押しとなるものでありました。本市におきましても、平成25年10月より宮城県に職員を派遣し、東日本大震災からの復旧・復興事業に当たらせており、今年度につきましても、岩沼市の復興支援に引き続き取り組んでおるところであります。

4月には消費税率が5%から8%へと引き上げられ、景気回復の実感がなかなか得られない中、負担感ばかりが増すものであり、このことを裏づけるように、内閣府が発表した7から9月期のGDPの速報値は、2期連続のマイナス成長となるものでありました。

本市におきましては、厳しい財政状況の中、産業の活性化や雇用機会の拡大の観点から、市内企業の投資環境整備に取り組んでいるところであり、本定例会におきましても、企業活動のより一層の活性化を促し、また産業空洞化の防止に資するものとなる議案を提案させていただくところであり、本市の重要課題の一つである財源確保に引き続き取り組んでいくものであります。

また、今年は、特に甚大な被害を伴う自然災害が多く発生した年でもありました。8月には広島市における大規模な土砂災害、9月には戦後最悪の犠牲者を出した御嶽山の噴火、またつい先月には、長野県北部にて震度6弱の激しい揺れを観測した地震がございました。特に広島市においては、午前3時から4時ごろという真夜中に住宅地を襲った大規模な土砂崩れにより、多くの尊い人命が失われました。この災害では、避難勧告のおくれなど、行政の情報発信に対する課題が指摘され、自治体には災害に備えた万全の取り組みが求められているということを改めて突きつけたものであります。

本市においては、吉浜まちづくり協議会の地域である吉浜小学校区をモデル地区として位置づけた総合防災訓練を9月に実施し、「みずからの地域は、みずからで守る」という気持ちを多くの市民の方と改めて共有することができ、安全・安心なまちづくりにつながる常日ごろからの備えが最も重要であると考えるところであります。

また、第59回愛知県消防操法大会において、本市消防団第1分団が、雨が降りしきる中、17年ぶりに5位入賞という活躍を見せ、日夜厳しい訓練を団員一丸となって続けてきた結果で、まさにたまものであり、継続することの大切さ、またその力の大きさを示してくれたものであります。

まだまだ閉塞感が拭いきれない中ではありますが、私たちのまち高浜でみんなの力を合わせ、市民が主役のまちづくりを実現していくため、今後とも全力で取り組む所存でございます。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、同意2件、承認2件、一般議案6件及び補正予算6件を御審議いただくものでございます。詳細につきましては、私及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御意見、御同意、御承認、あ

るいは御可決賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願い申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時4分開議

○議長（磯貝正隆） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、2番、黒川美克議員、3番、柳沢英希議員、お二人を指名いたします。

○議長（磯貝正隆） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、内藤皓嗣議員。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○議会運営委員長（内藤皓嗣） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成26年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月19日及び11月25日に議会運営委員会を委員全員出席のもと、開催いたしました。

当局より示されました案件について検討いたしました結果、会期は、本日より12月19日までの18日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、諮問第2号、同意第5号、同意第6号、承認第1号、承認第2号を即決で願い、引き続いて議案の上程、説明を受けます。

12月4日及び5日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

12月9日に議案第56号から議案第59号、議案第61号の条例関係及び議案第62号から議案第67号までの補正予算関係について、総括質疑、委員会付託を行った後、議案第60号について、質疑、討論、採決を行います。

総務建設委員会については、議案第56号から議案第58号、議案第62号、議案第64号、議案第66号及び議案第67号の8議案と陳情第8号及び陳情第13号から陳情第15号の4陳情を付託し、福祉文教委員会につきましては、議案第59号、議案第61号、議案第62号及び議案第65号の4議案と陳情第9号から陳情第12号の4陳情を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

公共施設あり方検討特別委員会につきましては、市庁舎整備事業等の経過報告等を行います。

なお、各委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります日程表のとおりですので、御承知おき願いたいと思います。

この12月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間と決定いたしました。

ここで諸般の事項について御報告いたします。

本日まで陳情書8件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いをいたします。

次に、10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管をいたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（磯貝正隆） 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

本案は、現委員の安藤照正氏が平成27年3月31日付をもって任期満了となられるため、その後任として新たに神谷章一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、御案内のとおり、長年にわたり小学校で活躍をされ、学校教育の向上に努められており、地域の皆様方の信望も厚く、人格識見が高く、誠実温厚な人柄で、人権擁護委員として適任の方であると存じますので、何とぞ同氏を推薦することに御同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、諮問第2号は、原案に異議のない旨、答申することに決定をいたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第4 同意第5号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） 同意第5号 公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、現委員、杉浦龍至氏が平成26年12月19日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただくものであります。

御案内のとおり、同氏は、弁護士として長年にわたり御活躍をされ、本市におきましても、社会福祉協議会の心配ごと相談でお力添えをいただいております。人格高潔で客観的な考察力にすぐれられ、その豊かな御経験と誠実なお人柄は、本市の人事行政に大いに寄与していただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第5号 公平委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、同意第5号は、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第5 同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） 教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本案は、現委員の神谷久美子氏が来る12月19日で任期満了となりますので、新たに後藤恵理氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

後藤恵理氏は、人格が高潔で教育、文化に関し識見も高く、その温厚誠実なお人柄から地域の皆様の信望も厚く、また平成20年度に高取幼稚園PTA会長、そして平成26年度は高取小学校PTA会長の要職につかれ、本市の教育行政に対しまして多大な貢献をいただいております。この

ような経験から、今日の学校教育におけるさまざまな問題に対し、保護者としての立場から貴重な御意見、御提言がいただけるものと考え、本市教育委員としてまことにふさわしい方と確信をいたしておりますので、何とぞ本案に御同意賜りますことをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、同意第6号 教育委員会委員の任命について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいまの提案説明にもございましたが、後藤恵理氏は、高取幼稚園PTA会長及び高取小学校PTA会長を歴任されるとともに、地域での活動にも積極的に参加され、活躍されています。教育委員会は、いじめ、不登校などの一連の課題への対応など、教育行政に責任を持った合議制の執行機関としての自覚と使命感が求められております。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項では、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されております。

以上のことを鑑みますに、同氏が今日まで習得をされました教育現場や地域での経験、そして保護者としての経験は、高浜市の教育に多大な御貢献がいただけるものと確信をしております。このたびの任命につきましては、温厚誠実なお人柄から地域の皆様からの信望も厚く、まことに適任であり、本案に同意するものであります。

議員全員の御賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） ほかに賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、同意第6号は、原案に同意することに決定

いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本件は、平成26年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る10月22日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

初めに、専決処分を行った経緯でございますが、本年9月中旬、高浜南部公民館エアコンの幹線設備が故障し、空調機能が停止いたしました。当該設備は、設置後30数年が経過し、交換部品がないことなどから、部分的な修繕では対応できないこと、また工事期間として約2カ月が必要であることが判明いたしました。寒さが本格化し、暖房が欠かせない時期を迎える中で、直ちに工事に着手することで早期に施設環境の復旧を図り、利用者への影響を極力少なくすることが必要との判断のもと、専決処分を行わせていただいたものでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、補正予算書の17ページをお願いいたします。

補正に必要な財源につきましては、2款8項1目基金費の基金運用事業において、財政調整基金への積み立てを予定しておりました財政調整基金積立金を減額し、当該財源を10款5項2目生涯学習機会提供費において、高浜南部公民館エアコン幹線設備電気工事費に充てることとしております。こうしたことから、歳入歳出の総額に変更はなく、11ページ及び12ページの歳入歳出補正予算の総括表における補正額はゼロ円となっております。

以上が承認第1号の専決処分の概要でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 南部公民館のエアコンの話なんですけども、どういう検討をされたかわかりませんが、1,100万円というのはなかなか高額かなというふうに思っているんですけども、このエアコンについて、僕らの感覚でいけば、家庭用でいけば高いものでも30万円から40万円ぐらいの話で、それが10個ついても500万円から400万円かなというふうに思うんですけども、その点、お願いします。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 高いという話でございましたけれども、やはり今回の件に関し

ましては、心臓部が傷んだということで、全館の空調を入れかえる必要があるということです。数にしますと11基を入れかえる、それに耐え得る動力盤とか引込盤も同時にかえる必要があるということからこの金額になったものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 別々にするとか、そういう検討もされたのか、ちょっとお願いします。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 空調方式というのは、個別方式というのと中央方式がございます。現在、中央方式でやっております、中央方式を変えますと、ダクトの改修等々、これ以上に多額の金額を要するというので、今回につきましては、個別の部屋ごとに空調をするという安価な方法を選んでおりますので、よろしくをお願いします。

○議長（磯貝正隆） よろしいですか。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案を承認することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本件は、平成26年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る11月21日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

去る11月21日の衆議院本会議で衆議院が解散され、第47回衆議院議員総選挙の日程が12月2日公示、12月14日執行とされたことから、選挙に必要な経費を執行するために専決処分させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,304万5,000円を追加し、補正後の予算総額を140億9,792万7,000円とするものでございます。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

補正予算説明書の18ページをお願いいたします。

14款3項1目総務費委託金は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に対する県委託金として1,304万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

20ページをお願いいたします。

2款4項2目選挙費では、衆議院議員総選挙において、投票管理者等の委員報酬や報償金を初め、投開票事務従事者等の手当、選挙事務委託料など合わせて1,509万1,000円と、最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費をそれぞれ計上いたしております。

22ページをお願いします。

今回の補正予算における財源調整といたしまして、2款8項1目基金費において、財政調整基金積立金を減額いたすものでございます。

以上が承認第2号の専決処分の概要でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立

を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案を承認することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第8 議案第56号から議案第61号を会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、現行の出産育児一時金の額を改定するものがあります。

新旧対照表をごらんください。

第6条第1項の改正は、産科医療補償制度の見直しに伴い、病院など分娩を取り扱う機関が加入している産科医療補償制度の掛金について、現行の3万円から1万6,000円に引き下げられることから、掛金相当分の加算の基準を1万6,000円とする一方、出産費用の本体部分である現行の39万円を40万4,000円に引き上げることにより、現在の出産育児一時金の総額42万円を維持するものであります。

また、附則でございますが、条例施行期日を平成27年1月1日からとし、改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以降の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る一時金については、なお従前の例によることといたしております。

以上、議案第56号について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

参考資料の2ページ、3ページをあわせて御参照いただきたいと思います。

本案は、本市において企業のより積極的な設備投資を促すとともに、産業の空洞化を防止するため、工場立地法の規定により、条例で定めることができることとされた緑地面積率等の緩和措置をするために、適用すべき準則を定めるためでございます。

条文の内容といたしましては、第1条は趣旨を定めております。

第2条は定義規定でございますが、用語の意義は、工場立地法において使用する用語とするも

のでございます。

第3条は、この条例の適用区域及び緑地や環境施設の敷地面積に対する割合に関する規定でございます。下の表中のように、適用区域は、都市計画法に規定する工業専用地域全域でございます。適用区域内における緑地や環境施設の敷地面積に対する割合は、緑地面積率は5%以上、環境施設面積率は10%以上とするものでございます。

次に、第4条は、緑地や環境施設以外の施設、または太陽光発電施設と重複する土地や建築物の屋上緑化や壁面緑化部分は、緑地全体の50%まで緑地面積に算入することを可能としております。

第5条は、工場の敷地が適用区分とそれ以外の区域にまたがる場合は、それぞれの区域の敷地面積の割合に応じてこの条例を適用するか否かを規定しており、第6条は、工場の敷地が他市とまたがる場合において、この条例の適用については、隣接市と協議をして定めることとしたものでございます。

最後に、附則において、この条例の施行は平成27年1月1日からといたしております。

原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第58号 高浜市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について御説明いたします。

議案参考資料4ページ、新旧対象表のほうもあわせてごらんください。

本案は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による児童扶養手当法の一部改正に伴い、関係条文の整備を行う必要が生じたためであります。

改正する条文は、附則第5条の第7項第1号及び同項第2号について、それぞれ引用する関係条文の整備を行うものであります。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行といたしております。

説明は以上でございます。原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第59号 高浜市まちづくり協議会条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料の4ページをあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、高浜市自治基本条例第17条第3項の規定に基づき、まちづくり協議会について、公共的団体として備えるべき要件や活動内容などについて明確化するとともに、本条例の規定に基づき市長の認定を受けることにより、まちづくり協議会を自治基本条例に設置根拠を持つ公共的団体として正式に位置づけ、地域自治の仕組みとしてきちんと担保していくために制定するものであります。

次に、条例の規定内容について、逐次御説明申し上げます。

まず、第1条は目的規定で、この条例の目的を、「高浜市自治基本条例第17条第3項の規定に基づき、まちづくり協議会に関し必要な事項を定めることにより、地域内分権を推進することを目的とします。」といたしております。

次に、第2条は、この条例で使用いたします主な用語の定義について定めるもので、第1号のまちづくり協議会につきましては、「小学校区を単位とする地域の市民により構成され、その地域内に所在する町内会その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいいます。」と定義づけいたしております。

このほか、第2号では、まちづくりについて、第3号では市民について、第4号では市民公益活動団体について、それぞれ自治基本条例やまちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例の規定などに基づき、定義づけいたしております。

次に、第3条は、まちづくり協議会の構成員に関する規定で、構成員を地域の市民といたしております。

次に、第4条は、まちづくり協議会の認定に関する規定で、市長は、第1項各号のいずれにも該当する団体をまちづくり協議会として認定することができることとし、第2項において、まちづくり協議会の認定は、1の小学校区につき1団体に限り認定することといたしております。

また、第3項では、まちづくり協議会の認定に関する手続は、市長が別に定めることといたしております。

市長の認定要件といたしましては、第1項第1号において、団体の名称を初め、団体を運営するために必要な事項が規約に定められている団体であること、第2号において、団体の代表者及び役員を選出方法など、団体の運営が規約に基づき行われている団体であること、第3号において、町内会が参画している団体であること、第4号において、地域の市民が希望に応じて活動に参加することができる団体であることとそれぞれ規定いたしております。

次に、第5条は、まちづくり協議会の活動に関する規定で、地域の特性を生かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて自主的かつ主体的にまちづくりを行うことを基本とするほか、第2項において行政との関係、第3項において地域の市民との情報共有、第4項において地域計画の策定について、それぞれ定めております。

次に、第6条は、まちづくり協議会の活動の制限に関する規定で、第1号において宗教的活動、第2号において政治的活動、第3号において選挙活動、第4号において公序良俗に反する活動の4つの活動について制限をいたしております。

このほか、第7条では行政による助言及び支援について、第8条では委任規定について、それぞれ定めております。

最後に、附則におきまして、この条例は、平成27年4月1日から施行することといたしております。

ます。

以上で議案第59号の説明を終わります。

続きまして、議案第60号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正及び議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、関連上、一括して御説明申し上げます。

議案参考資料の6ページ及び新旧対照表をあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、いずれも去る8月に実施されました今年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて高浜市議会の議員に支給いたします期末手当の支給割合を改定するとともに、一般職の職員の給与を改定させていただくものであります。

初めに、議案第60号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の概要から御説明申し上げます。

本案は、高浜市議会の議員の期末手当に係る支給割合を改定させていただくもので、まず第1条による改正でございますが、第6条第2項の改正は、本年12月期の期末手当の支給割合を、現行の100分の155から100分の170に0.15月分引き上げ、年間の支給割合を現行の2.95月分から3.10月分といたすものであります。

また、第2条による改正では、平成27年4月以降の期末手当の支給割合について、6月期を100分の140から100分の147.5に、12月期を100分の170から100分の162.5に改めることで、0.15月分の引き上げをそれぞれ0.075月分ずつに振り分け、平準化するものであります。

なお、附則第1項において、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日からそれぞれ施行することといたし、附則第2項において、第1条の規定による改正後の条例の規定は平成26年12月1日から適用することとするほか、附則第3項では、改正前の条例の規定に基づき支給された本年12月期の期末手当に係る内払に関する規定について、それぞれ規定いたしております。

次に、議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正の概要について御説明申し上げます。

まず、第1条による改正でございますが、第4条第1項第1号の改正は、行政職給料表の全部改正に合わせ、別表第1を別表に改めるものでございます。

第15条第2項の改正は、自動車等使用者に係る通勤手当の額を通勤距離の区分に応じて引き上げるもので、第2号の「通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の者」から、第13号の「通勤距離が片道60キロメートル以上の者」まで、それぞれ100円から7,100円までの幅で増額いたすものであります。

第21条第2項第1号の改正は、一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を現行の100分の67.5から100分の82.5に0.15月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給割合を現行の3.95月分から

4. 10月分といたすものであります。

また、同項第2号の改正は、再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を現行の100分の32.5から100分の37.5に0.05月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給割合を現行の2.10月分から2.15月分といたすものであります。

附則第18項の改正は、勤勉手当の支給割合の引き上げに伴い、勤勉手当の支給総額の上限額の算定の基礎となります特定職員に係る1.5%の減額措置に伴う勤勉手当減額対象額等に係る減額率について、勤勉手当減額対象額に対する減額率を現行の100分の1.0125から100分の1.2375に、勤勉手当減額基礎額に対する減額率を現行の100分の67.5から100分の82.5に、それぞれ改めるものでございます。

別表第1の改正は、行政職給料表を全部改正するもので、若年層に適用されます職務の級の1級及び2級につきましては全ての号給で、3級では99号給以下の号給で、4級では83号給以下の号給で、5級では75号給以下の号給で、6級では67号給以下の号給で、7級では55号給以下の号給で、8級では43号給以下の号給において、平均で0.3%引き上げるものであります。

次に、第2条による改正でございますが、第21条第2項第1号の改正は、一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を100分の82.5から100分の75に改め、6月期と12月期の支給割合を平準化するものであります。

また、同項第2号の改正は、一般職の職員と同様、再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を100分の37.5から100分の35に改め、6月期と12月期の支給割合を平準化するものであります。

最後に、附則第1条第1項において、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日からそれぞれ施行することといたし、同条第2項において、第1条の規定による改正後の条例の規定のうち、第4条、第15条及び別表第1の改正については平成26年4月1日から、第21条及び附則18項の改正については平成26年12月1日からそれぞれ適用することとするほか、附則第2条では平成26年4月1日以前の異動者に係る号給の調整について、附則第3条では改正前の条例の規定に基づき支給された給与に係る内払に関する規定について、附則第4条では本条例の施行に関する委任規定について、それぞれ規定いたしております。

以上で説明を終わります。いずれの議案につきましても、何とぞ原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 日程第9 議案第62号から議案第67号を会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6

回)につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ711万4,000円を追加し、補正後の予算総額を141億504万1,000円といたすものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

今回の補正は、過去に設定した債務負担行為2件につきまして、増額となる分について新たな債務負担行為として設定を行うというものでございます。

まず、かわら美術館指定管理料につきましては、本年4月の消費税の引き上げ分と当初の設定時に見込めなかった所要の経費について、その増額分を新たな債務負担行為として設定するものでございます。

次に、マシンスタジオ機器借上料につきましては、本年4月の消費税率の改定により、借上機器の保守点検に係る部分について所要の予算措置を講じる必要が生じたことから、新たな債務負担行為として設定するものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

補正予算説明書の44ページをお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金及び14款1項1目民生費県負担金は、歳出、障害者自立支援給付事業における介護給付、訓練等給付費等の扶助費の増額に伴うものでございます。

13款2項1目総務費国庫補助金は、6月補正で計上いたしました社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係るシステム整備費補助金について、補助金の交付決定に伴い、減額をいたすものであります。

2目民生費国庫補助金では、前年度に引き続き、保育士の確保・処遇改善に取り組む民間保育所への補助金に対して交付される保育緊急確保事業費補助金を計上いたしております。

4目土木費国庫補助金は、市道新設改良事業において実施する市道港線整備に対して交付される社会資本整備総合交付金を計上いたしております。

14款2項2目民生費県補助金では、主に高浜市社会福祉協議会が実施する認知症高齢者グループホームの整備が入札不調により年度内に実施されないこととなったため、当該整備に対する補助金を減額するものでございます。

4目農林水産業費県補助金は、農地基本台帳の整備に対して交付される農業委員会補助金を計上いたしております。

46ページをお願いいたします。

16款1項2目民生費寄附金は、株式会社ジェイテクト田戸岬工場様よりいただきました、たかはま夢・未来基金指定寄附金と、株式会社おとうふ工房いしかわ様よりいただきました食育推進

事業指定寄附金を計上いたしております。

また、3目総務費寄附金では、前市長、森 貞述様よりいただきました職員研修基金指定寄附金を計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

まず、人事院勧告に基づく給与改定や人事交流などに伴う職員の人件費補正につきましては、74ページ以降の給与費明細書でございますので、説明を省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、48ページをお願いいたします。

初めに、2款1項14目電算管理費、総合住民情報管理事業では、社会保障・税番号制度に係る地方公共団体中間サーバーの整備に係る負担金を、また51ページの情報系庁内LAN管理事業において、来年度の新規採用職員用のノートパソコン10台分の購入費用を、それぞれ計上いたしております。

2款1項16目防犯対策費、防犯灯施設事業では、主に防犯灯の点検調査結果に基づき、老朽化により緊急に対応を要する防犯灯の修繕費と工事費を計上いたしております。

2款1項19目諸費、社会福祉費支給事業等補助金返還金においては、児童扶養手当給付費国庫負担金返還金を初め、13の返還金を計上いたしております。

54ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費、基金運用事業では、基金利子及び指定寄附金の積み立てと、今回の補正の財源調整として財政調整基金積立金の減額を行うものでございます。

56ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費、障害者自立支援給付事業及び地域生活支援事業では、各種サービスの受給者・利用者数の増により、それぞれ扶助費を増額いたしております。

8目高齢者社会参加推進費、介護予防・生きがい活動支援事業では、ふれあい福祉農園（高浜地区）の土地の返還に伴い、当該農園を洲崎公園内に移設する費用を新たにお願いするものでございます。

9目介護保険推進費、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業は、歳入で申し上げましたが、高浜市社会福祉協議会が実施する認知症高齢者グループホームの整備が入札不調により年度内に実施されないこととなったため、当該整備に係る補助金及び交付金を減額いたすものでございます。

58ページをお願いします。

3款2項2目保育サービス費、保育園管理運営事業は、産休代替の臨時職員に係る賃金、また民間保育所における産休代替職員の設置に対する補助金及び保育士の確保・処遇改善に要する経費に対する補助金を、それぞれ計上いたしております。

62ページをお願いします。

4款1項3目医療対策推進費、地域医療振興事業では、刈谷豊田総合病院高浜分院の施設設備延命化に係る費用に対する補助金を新たにお問い合わせするものでございます。

6款1項1目農業委員会費、農業委員会事業では、農地基本台帳の整備に係る委託費を計上いたしております。

66ページをお願いいたします。

8款5項3目公共下水道費、公共下水道事業特別会計繰出金は、特別会計での人件費の減により繰出金を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第63号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ132万4,000円を追加し、補正後の予算総額を35億3,878万円といたすものでございます。

補正予算説明書の88ページをお願いいたします。

8款歳入について御説明申し上げます。

8款1項1目一般会計繰入金は、人件費の増額等に伴い、132万4,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

90ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流による人件費の増額等に伴い、117万4,000円を増額いたすものであります。

1款2項1目賦課徴収費は、コンビニ収納手数料の実績見込みにより、15万円を増額いたすものであります。

8款1項1目特定健康診査等事業費は、厚生労働省により平成26年3月に保健事業指針の一部改正がなされたことに伴い、医療保険者は、診療報酬明細書、レセプト等のデータ分析や分析結果に基づき、被保険者の健康保持増進のための事業計画として、平成26年度中にデータヘルス計画を策定し、平成27年度からの事業実施を求められたことから、この国の指針に基づき、データヘルス計画策定業務委託料として、新たに318万6,000円を計上いたすものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整のため、3,270万6,000円を減額するものであります。

92ページをお願いいたします。

11款1項3目償還金は、前年度精算額の確定に伴う返還金として2,952万円を増額いたすもの

であります。

以上で議案第63号についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第64号 高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ541万円を増額し、補正後の予算総額を14億4,376万7,000円とするものであります。

補正予算説明書104ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金2,348万3,000円の減額は、繰越金が確定したこと及び利子償還金の額の確定などに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、6款1項1目繰越金2,889万3,000円の増額は、平成25年度決算額の確定に伴うものでございます。

続きまして、106ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費851万9,000円の減額は、職員の人事交流等によるものでございます。

1款2項1目下水道建設費1,601万1,000円の増額は、職員の人事交流により598万9,000円を減額し、工事請負費については、県道西尾知多線と都市計画道路吉浜棚尾線において、道路管理者である愛知県から年度内に舗装復旧をするように指導がありましたので、2,200万円を増額するものでございます。

2款1項2目利子208万2,000円の減額は、借入金の利子償還額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第65号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ734万6,000円を追加し、補正後の予算総額を24億5,593万9,000円とするとともに、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ154万5,000円を減額し、補正後の予算総額を1,558万4,000円といたすものであります。

補正予算説明書120ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、居宅介護サービス費及び介護予防サービス給付費の実績見込みに伴う収入実績見込みにより、3款1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付

金、4款1項1目介護給付費交付金、5款1項1目介護給付費負担金及び7款1項1目一般会計繰入金をそれぞれ増額するほか、職員の人事交流等に伴う人件費の繰入金として、職員給与費等繰入金680万円を増額いたしております。

122ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、職員の人事交流等により増額いたすものであります。

2款保険給付は、実績見込みにより、1項1目居宅介護サービス給付費を2,904万円減額、2項1目介護予防サービス給付費を1,849万7,000円増額いたすものであります。

136ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款1項1目介護予防給付手数料は、実績見込みに伴い、増額いたすものであります。

2款1項1目一般会計繰入金は、職員の人事交流等に伴う人件費の繰入金として、251万3,000円を減額いたしております。

138ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費は、職員の人事交流等により200万9,000円を減額するほか、要支援者に対する介護予防ケアマネジメントの増加に伴い、介護予防支援事業委託料を46万4,000円増額いたすものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第66号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ84万2,000円を追加し、補正後の予算総額を4億6,379万7,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の150ページをお願いします。

歳入について御説明申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出、職員給与費の増額等に伴い、84万2,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

152ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流による人件費の増額等に伴い、84万2,000円を増額いたすものであります。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第67号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入でございますが、第1款水道事業収益は、予定額を40万円減額し、8億4,337万1,000円とするものでございます。

第2項営業外収益の40万円の減額は、他会計補助金で、人事交流等による児童手当の補正でございます。

支出の第1款の水道事業費用については、予定額を5,401万5,000円増額し、7億4,901万4,000円とするものでございます。

第1項の営業費用の5,413万2,000円の増額は、主に減価償却費の確定及び人事交流に伴う人件費等の補正でございます。

第2項の営業外費用の11万7,000円の減額は、借入金の利子償還金の額の確定による補正でございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

第1款の資本的支出は、予定額を69万1,000円増額し、3億4,818万2,000円とするものでございます。

第2項の企業債償還金の69万1,000円の増額は、前年度借り入れした元金の償還額が確定したことによる補正でございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めております職員給与費について216万3,000円減額し、6,816万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 次に、日程第10 議案第68号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、北川広人議員。

〔9番 北川広人 登壇〕

○9番（北川広人） それでは、議案第68号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定についての提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、提出者は、私、北川広人、賛成者として、柳沢英希議員、浅岡保夫議員、柴田耕一議員、幸前信雄議員、杉浦辰夫議員、鈴木勝彦議員、内藤皓嗣議員、鷺見宗重議員、内藤と

し子議員、小嶋克文議員、小野田由紀子議員、黒川美克議員、長谷川広昌議員、以上の賛成者をもって提案をするものであります。

この条例の提案の主な理由でございますけれども、三州瓦は、平成18年10月に特許庁より、地域名がついた特産品を保護するために産地の組合に認める地域ブランドの商標権の第1弾として、愛知県から唯一選ばれたものであります。その三州瓦が地場産業であるという意識が市内でも希薄化しているというようなことも聞いております。このような条例を持つことで地場産業に誇りを持ち、市外へのPRにもつなげたいという思いから条例を制定するものであります。

それでは、条文の中身の説明をさせていただきます。

まず、前文としまして、高浜の発展の礎となり、高浜の成長を支えてきた三州瓦の発展と、古来から受け継がれる本市の伝統文化である窯業への理解を求めることで、地域経済の発展と地域社会の活性化に資するため、この条例を制定すると明記をしております。

第1条では、目的について示しております。

この条例の目的は、三州瓦の普及に努めることで日本古来の伝統文化である窯業文化への理解を深め、伝統技術を承継するとともに、三州瓦の魅力を広く内外にアピールすることで地域経済及び地域社会の活性化に寄与するとしております。

第2条では、用語の定義をしております。

三州瓦事業者についての定義づけをしておりますが、そのうち三州瓦については、通常の屋根瓦のみではなく、鬼瓦はもちろんのこと、えと瓦や家紋瓦、そして瓦製造技術を活用した製品全てを対象といたしております。具体的には、ガーデニング用の焼き物、ペーパーウエート、表札等の装飾品なども含めております。また、事業者については、製造、販売、施工者のほか、商工会や観光協会といった三州瓦にかかわる事業活動を行う団体等も対象といたしております。

第3条では、市の役割について示しております。

市では、地場産業の繁栄なくして地域の活性化はなしの観点から、三州瓦の販売促進に向けた支援策を講じています。本条文にて明文化される利用促進、普及促進を含め、引き続き支援策を講じることに努めていくことを示しております。

第4条では、議員の役割について示しております。

議員においても、市民の代表者として、地場産業である三州瓦に対し誇りを持っていただくとともに、普及促進に向けた取り組みに努めていただくことを示しております。

第5条では、事業者の果たす役割について示しております。

三州瓦の普及促進に向けての取り組みは、事業者が主体的に取り組むことと、市や他の事業者、諸団体との連携に努めることを示しております。

第6条では、市民に対して三州瓦の普及促進に向けた協力を求めるように、次のように示しております。まず、三州瓦のよさを理解し、利用について配慮をしていただくこと、そして、市、

事業者及び議員が実施する取り組みに対し協力をさせていただくことを示してございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

何とぞ原案のとおり御可決いただきますようお願いをいたします。

以上で説明とさせていただきます。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、12月4日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時9分散会
